道州制の導入に向けた第1次提言 究極の構造改革を目指して 概要

2007年3月28日(社)日本経済団体連合会

はじめに

〔提言とりまとめの背景〕

- 昨今、道州制導入に対する関心が急速に高まり、様々な団体が道州制に 関する基本的考え方を発表
- 日本経団連では本年1月1日、新ビジョン『希望の国、日本』の中で、道州制 の導入を提案。昨年11月、行政改革推進委員会のもとに「道州制に関する 検討会」を設置、道州制導入の目的や具体的な制度設計等について検討 開始

〔検討の結論〕

- · 国においては、国家安全保障(外交、防衛)、司法、国家として の競争力を重視した政策を重点的に推進
- ・ 地域においては、それぞれの特徴に応じた自律的な地域経営・行政を推進 ====

わが国が抱える課題を、国・地方を通じて解決するため 道州制の導入が不可欠

国民の支持を得て、平成の「廃県置州」の実現を

1. これまでの地方分権改革、税財源移譲の評価と課題

【第1次地方分権改革】

2000年4月、地方分権一括法が施行

・機関委任事務を廃止、地方公共団体の事務 が自治事務と法定受託事務に整理される

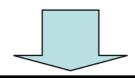
国と地方の関係は、形式的には 「上下・主従関係」から「対等・協力関係」へ

【三位一体改革】

2004年度~2006年度

- ・国庫から地方公共団体への補助金を減らす
- ・地方交付税を見直す
- 税源を地方に移す

国と地方の税源・歳出のバランスが 5対5に近づくことを目指す



〔山積する課題〕

- ・権限移譲は不十分、地方公共団体が独自に事務・事業を行うことは困難
- ・地方の財源不足問題は依然として深刻
- 地方交付税・財政調整をめぐる問題が未解決
- 国も、財政収支の悪化で財政調整能力が低下

2. 道州制導入の意義・目的

(1)統治機構の見直しを通じた政策立案・遂行能力の向上

- ・中央集権体制から地域自立体制への移行
- ・一定の規模を有する広域自治体(道州)が独自性を発揮、真に自立した地域へ

統治機構を根本から見直すことが『希望の国、日本』をつくりだす基礎

(2)地域経営の実践による選択と集中

道州が自らの地域を経営し、その結果責任を負う「地域経営」の視点

<地域経営とは・・・>

- ・地域がそれぞれ独自の目標を掲げ、その達成に向けて様々な戦略を練り、地域の資源を効率的に活用しながら成果を挙げること(道州税、道州債による政策の展開)
- ・グローバルな視点から成長戦略を練り、自ら国際競争に挑み経済発展を実現

さらなる地域活性化、わが国全体としての活力増大へ

(3)地域における行政サービスの質的向上

国・地方を通じて官の役割を必要最小限にとどめるとともに、国と地方(道州・基礎自治体)・地域コミュニティとの間で、新しい時代にふさわしい適切な役割分担を実現

3. 道州制の導入によってかたちづくられる新しい国の姿

- (1) 個性ある地域づくりと 分散型国土・経済構造の 形成による国際競争力向上
- ・各道州が域内の産業振興、インフラ 整備を総合的に推進
- ⇒ 域内経済活動、交流が活性化
- 道州内の大学を拠点に高度人材を 育成、産学連携を推進
- ⇒ 特徴ある産業クラスターの構築、 雇用拡大
- ・海外の国々と道州が直接、経済交 流を推進
- ⇒ 海外のダイナミズムを取り込み、 地域に活力

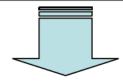
- (2) 官と民、国と地方の 役割の再構築、地域コ ミュニティの活用
- ・国の役割を限定、国と地方 の間で役割分担の明確化
- ・地方公共団体の間でも、基 礎自治体と道州とで役割を分 担
- ・行政サービスによらない「共助」「相互扶助」の仕組みを 地域自らの手で根付かせる ことも重要な課題

- (3) 国·地方を通じた 行財政改革の実現
- ・公務員の行政能力の向上
- ・地方支分部局の廃止で重複行政を解消、行政一元化を実現
- ・公務員数・人件費の削減、 国・地方を通じた財政健全 化
- ・国・地方から優秀な人材が 労働市場に流入、労働力の 新たな供給源に

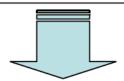
- (4) 地域づくりにおける 主体性の尊重
- ・住民自ら主体的に地域行政 を進める必要性
- ・住民は地方選挙を通じて 地域の意思決定への関与を 強められる
- ・地域コミュニティ活動を通じ ての住民自治の実現



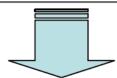
- ・地域経済が全体的に底上げされ、地域間格差が縮小
- 結果的に東京一極集中 是正にも寄与
- ・国際都市·東京の競争力は さらに向上



補完性の原則に基づき、より 住民に近い行政サービスは 基礎自治体が、広域的な施 策の企画・立案・展開は道州 が担う

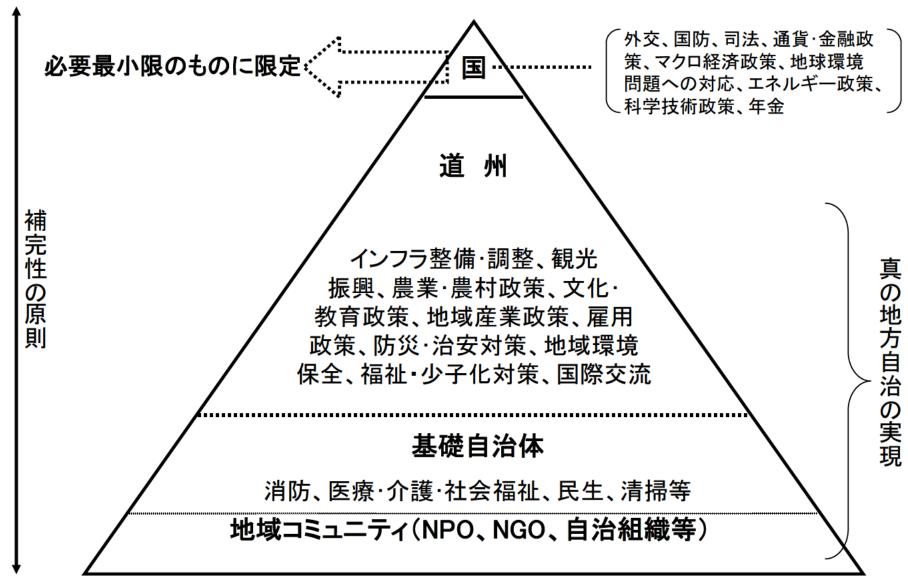


政治のあり方、国会・ 地方議会 のあり方にも 大きな変化



- ・住民の意思がより反映されるかたちで地域づくりが 実現
- ·企業も本社·工場の立地 が選択可能に 4

【参考:国、道州、基礎自治体の役割分担のイメージ】



4. 道州制導入に向けての道筋

(1)政府におけるイニシアティブ

- ・2015年度を目途に道州制の導入を
- ・政府は2009年までに「道州制ビジョン」を策定予定、その中で道州制導入後の 日本の姿をできるだけ具体的に示し、国民的な議論のために提示
- · 内閣に、総理以下関係閣僚、地方代表、民間有識者からなる「道州制導入に関する検討会議(仮称)」を設け、具体的な検討を
- ・道州制導入に向けた関連法案を2013年までに制定し、2年程度の移行期間を 経て道州制の導入を

(2)責任分担型の社会を目指した国民の意識改革

- ・国民自らが、「お上依存、国依存」の意識払拭を
- ・「権利要求型の社会」から「責任分担型の社会」への転換が不可欠

(3)日本経団連の取り組み

- ・道州制導入を提案する各地の経済団体との連携(シンポジウム共催など)を通じ、 道州制導入への気運を高める
- ・選挙において、各党が道州制の導入をマニフェストに掲げるよう働きかける
- ・道州制導入を前提とした地域の経済社会の姿などを提示、必要に応じ政府に提言

5. 道州制憲章7ヵ条(試案)

道州制導入を目指すわが国国民の理念として、以下の7ヵ条を提示。各地域がこれをモデルに独自の道州制憲章を策定し、それによって住民の自立自助への意識が高まっていくことを期待

- 一、国に依存せず、地域の個性を活かし、それを磨きあげる心が、日本全体に活力をもたらす。
- 一、地域の自立は、そこに住まう住民の発意と熱意により実現される。
- 一、日本に、そして世界に誇れる街づくり・地域づくりを進める。そのため、 住民全員が努力し、各々の責任を果たす。
- 一、地域を愛し、地域のために尽くす人材は、地域の宝である。
- 一、一人ひとりが、生涯を通して地域に根ざし、はつらつと生活し、学び、 働ける地域をつくりあげる。
- 一、多様なチャレンジの機会にあふれ、全ての人々が切磋琢磨する社会を つくる。また弱者には手が差し伸べられる。
- 一、家庭を基本的単位とし、住民が相互に支えあう地域をつくりあげる。

おわりに

「道州制に関する検討会」において、さらに検討を進め、2008年秋を目途に、道州制の具体的な制度設計に関する提言(第2次提言)をとりまとめる予定

[第2次提言で言及すべき点]

- ・国、道州、基礎自治体それぞれの位置づけ、役割と権限
- 中央省庁の再編
- ・ 道州間の財政調整のあり方
- ・道州制導入による経済波及効果の推計
- ・首都の位置づけ、大都市制度のあり方
- •相対的に経済活性化が遅れている地域の取扱い
- ・道州への移行プロセス、先行的導入の実現に向けた制度設計
- ・憲法を含む必要な法体系の整備

本提言が道州制に関する論議の深まりへの一助となり、真の地方自治確立に向けた国民世論が形成されることを期待

以上